



the most beautiful
villages in japan

曾爾 南日浦 それに

2011
(平成23年)

11



ふるさと
再発見!!

■新嘗祭献穀献納式

10月26日(水)皇居で行われた新嘗祭献穀献納式に、岡田村長が随行され奈良県を代表して大字伊賀見の磯野憲造・千津代ご夫妻が参列し、丹精込めて作られた精米(ひとつめばかり・1升)を献納されました。

当日は、他府県の代表とともに賢所参集所での献穀献納式、新嘗祭の行われる神嘉殿の参拝、そして天皇・皇后両陛下への御会駕に参列されました。

むらの話題 P2

曾爾の獅子舞／平成23年度 コミュニティ助成事業
てくてく通信／食品衛生功労者 ほか

議会だより P5

一般質問 ほか

お知らせ P6

奈良県桜井県税事務所からのお知らせ／
滞納整理強化月間 ほか

みんなの広場 P12

ほけん事業予定表／広報誌デビュー ほか

曾爾の獅子舞

10月9日(日)、秋晴れとなった門僕神社境内において長野・今井・伊賀見の3奉舞会が「五穀成就」を祈念し、「郷土芸能発表会」と位置づけて奉納開催されました。



むらの
話題

平成23年度 コミュニティ助成事業

(財)自治総合センターにコミュニティ助成事業を認めていただき、「曾爾の獅子舞」発展のため、次の物品を購入いたしました。

・獅子頭 1頭 ・神楽鈴 1組 ・剣 1振
・明 笛 1ヶ ・法 被 40着



※コミュニティ助成事業とは…

宝くじの社会貢献広報事業として、地域活動に必要な備品の整備等を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の発展と住民福祉の向上に寄与するための事業です。

食品衛生功労者 厚生労働大臣表彰 受賞

10月21日開催された食品衛生功労者及び食品衛生優良施設の厚生労働大臣表彰式において、辻隆司さん(大字今井)が食品衛生功労者として厚生労働大臣表彰を受賞されました。

食品衛生の普及向上・食品衛生に関する発明発見・食品衛生行政に対する協力に特に顕著な功績が認められました。



てくてく通信 ~大野寺から室生寺へ~

10月16日(日)晴れ。参加者7名。

大野寺から室生寺まで約6キロの東海自然歩道。道標が整備され、急坂も少ないので気軽に歩けるコースです。

旧室生村役場から出発するとすぐに大野寺があり、樹齢300年のしだれ桜や約50種類の草花があるそうです。そこから川をはさんで向かいには岩に仏の姿を彫り込んだ「弥勒磨崖仏」が拝めました。しばらく車道を行き、右に見えてくる東海自然歩道の入り口を入れると、川を右に左に見ながらゆるい登坂が続きました。前日の雨のせいか、ごろごろ石が転がっている間を水が流れ、足元に注意が必要でした。峠を越えるとすぐに山がひらけて「室生山上公園芸術の森」に出ました。民家の間を通り抜けるとそこは室生寺の表門の前。お昼休憩を済ませて、いよいよ室生寺参拝へ。最後は奥の院まで続く石段700段でしめくくりました。



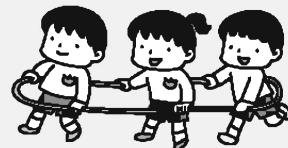
保育園だより

4歳児(黄組)さんを紹介します。

元気いっぱい、パワー全開の黄組さん!!

おうちごっこや、サッカーをして遊ぶのがだ~いすき!

寒くなってきたが、みんな薄着で頑張っています。



第38回 奈良県ジュニア美術展覧会に 曾爾中学校3年生4名が入選!

9月11日に奈良県が主催する奈良県ジュニア美術展覧会が奈良県文化会館で行われ、今年度は曾爾中学校3年生の4名が洋画、工芸デザイン部門で入選しました。

この展覧会の対象者は奈良県在住の中学校3年生から20歳未満の学生や社会人で日本画、洋画、工芸デザイン、書道、彫刻の5部門で作品が審査され、9月11日～18日の間、入選者の作品のみ奈良県文化会館で展示が行われました。

今後も曾爾村の若者達のさらなる活躍を期待します。

作品は、曾爾郵便局に展示しています。

入選者(右から)

洋画部門入選(3名)

桂原誠佳くん 丸瀬秀征くん 米原修平くん

工芸・デザイン部門入選(1名)

首藤つかさん



曾爾村消防団だより ~団員紹介~

今回は、第1分団長野部副分団長の寺脇正剛さんにインタビューしました。

・・・・・消防団に入団して何年になりますか？

〔寺脇〕今年で11年目になります。

・・・・・消防団活動を通じプラスになっている事は何ですか？

〔寺脇〕消防団活動をする中で、生まれ育った曾爾村に貢献できているという実感が持て、地元に対する責任感が日に日に強くなっていることです。

・・・・・23年度、長野部の副分団長に任命されました。その役割について抱負をお聞かせください。

〔寺脇〕長野部は年代を問わず仲良く連携がとれているので、団員の皆さんのお世話役として力を尽くしたいとおもいます。

・・・・・寺脇さんのセールスポイントは何ですか？

〔寺脇〕正義感が強く、常に前向きに物事に取り組めることです。

・・・・・最後に、今後消防団への加入を考える方にアドバイスをお願いします。

〔寺脇〕消防団に入ることによって世代間交流を図ることができるといった「横のつながりが増える」点がとても有意義です。活動を通じ地域における役割を担うことによって、相互扶助の精神を学べとても有意義ですので迷わず入団してほしいです。

・・・・・益々のご活躍を期待しています。ありがとうございました。



☆曾爾村消防団からのお知らせ☆

- 空気が乾燥する季節となり、火災が発生する危険性が高まっています。ストーブなどの暖房器具を使用する際には、衣類や紙製品など燃えやすいものを近くに置かないようにならう。
- 田畠や山林など野外で火を使用した後は、完全に消火するまでその場を離れないようにしならう。
- 地域を守るという役割認識を持って、積極的に消防団に入団しならう。

てんいぐ先生

毎月11日は人権を確かめあう日です



議会だよる

一般質問



今日は、平成23年9月第3回曾爾村議会定例会で6名の議員からなされた一般質問の要旨を報告します。

萩原周治議員

①台風12号により被災した災害復旧事業（村費助成の創設）について。

②観光振興対策としての「森林景観の整備」について。

③台風12号により被災した災害復旧事業（村費助成の創設）について。

④若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑤幹線道路の整備・促進について。

⑥若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑦幹線道路の整備・促進について。

⑧若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑨幹線道路の整備・促進について。

⑩若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑪幹線道路の整備・促進について。

⑫若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑬幹線道路の整備・促進について。

⑭若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑮幹線道路の整備・促進について。

⑯若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑰幹線道路の整備・促進について。

⑱若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑲幹線道路の整備・促進について。

⑳若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

㉑幹線道路の整備・促進について。

㉒若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

㉓幹線道路の整備・促進について。

㉔若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

㉕幹線道路の整備・促進について。

実岩周辺と八辻山周辺での事業実施を進めていきたいと考えております。今後、特別記念物の鎧、兜周辺も広げていく予定をしております。また、ぬるべの郷の名前に恥じないよう漆の植栽にも活動団体の育成と共に取り組んでいきます。

木治正人議員

①若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

②幹線道路の整備・促進について。

③若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

④幹線道路の整備・促進について。

⑤若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑥幹線道路の整備・促進について。

⑦若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑧幹線道路の整備・促進について。

⑨若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑩幹線道路の整備・促進について。

⑪若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑫幹線道路の整備・促進について。

⑬若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑭幹線道路の整備・促進について。

⑮若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑯幹線道路の整備・促進について。

⑰若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑱幹線道路の整備・促進について。

⑲若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

⑳幹線道路の整備・促進について。

㉑若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

㉒幹線道路の整備・促進について。

㉓若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

㉔幹線道路の整備・促進について。

㉕若者定住対策（曾爾村公営住宅基本計画の策定）について。

賀建設事務所にお願いをしております。新路線を含めた整備促進に関しては、9月2日に名張市・曾爾村総合開発期成同盟会を開催する予定であります。ましたが、延期となりました。再度、日程調整し年内に開催したいと考えております。

宇山修議員

①今後の曾爾村地域防災計画について。

②幹線道路の整備・促進について。

③今後の曾爾村地域防災計画について。

④幹線道路の整備・促進について。

⑤幹線道路の整備・促進について。

⑥幹線道路の整備・促進について。

⑦幹線道路の整備・促進について。

⑧幹線道路の整備・促進について。

⑨幹線道路の整備・促進について。

⑩幹線道路の整備・促進について。

⑪幹線道路の整備・促進について。

⑫幹線道路の整備・促進について。

⑬幹線道路の整備・促進について。

⑭幹線道路の整備・促進について。

⑮幹線道路の整備・促進について。

⑯幹線道路の整備・促進について。

⑰幹線道路の整備・促進について。

⑱幹線道路の整備・促進について。

⑲幹線道路の整備・促進について。

⑳幹線道路の整備・促進について。

㉑幹線道路の整備・促進について。

㉒幹線道路の整備・促進について。

㉓幹線道路の整備・促進について。

㉔幹線道路の整備・促進について。

㉕幹線道路の整備・促進について。

で、議員の皆さん方もご協力を置いていただきたいと思います。

していただきたいと思います。

等調査研究をさせていただき、「保存会」の皆さん方と議員の皆さんで

り説明、規約案を提示させてい

ただいたところであります。大

字の総代さんを中心として自

主防災組織をもう一度、考えてい

もらいたいと思っております。

また、火災の場合の協力者登録を住民に呼びかけていただくな

どうかと要請していきますので、皆

さん方のご協力をお願い致し

ます。また、火災の場合の協力者登録を住民に呼びかけていただくな

で、議員の皆さん方もご協力を置いていただきたいと思います。

していただきたいと思います。

等調査研究をさせていただき、「保存会」の皆さん方と議員の皆さんで

り説明、規約案を提示させてい

ただいたところであります。大

字の総代さんを中心として自

主防災組織をもう一度、考えてい

もらいたいと思っております。

また、火災の場合の協力者登録を住民に呼びかけていただくな

どうかと要請していきますので、皆

さん方のご協力をお願い致し

ます。また、火災の場合の協力者登録を住民に呼びかけていただくな

奈良県桜井県税事務所からのお知らせ

- ◎個人事業税の 第2期分の納期限は、11月30日(水)です。
- ◎今回、納付いただく分は 第2期分です。

第2期分の納付書で、納期限までに納付して下さい。

- ※個人事業税の納付書は、第1期分・第2期分の納付書をまとめて送付しております。
- ※コンビニエンスストアでの納付やペイジー(パソコン・携帯・ATMからの納付)もできます。
- ※口座振替もできます。(金融機関に申し込み)
- ☆詳しくは、奈良県桜井県税事務所(☎0744-43-3131)までお問い合わせ下さい。



**法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告が、
エルタックスを使えば、インターネットで簡単にできます。**

eLTAX とは

- eLTAX(エルタックス)とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
- eLTAXのサービスは無料でご利用いただけます。
- 手続きは自宅やオフィスからできます。
- 申告書等の作成をサポートします。



□ eLTAX(エルタックス)の概要とサービスについては
次のホームページをご覧下さい。

eLTAX概要是

eLTAXお問い合わせは

[http://www.eltax.jp/outline/index.html/](http://www.eltax.jp/outline/index.html)

[http://www.eltax.jp/contact/index.html/](http://www.eltax.jp/contact/index.html)

平成23年11月・12月 市町村税・県税の一斉 滞納整理強化期間



11月・12月は、税の公平性を確保し、納税者の信頼を守るため、全市町村と県が一丸となって搜索・差押え・公売等の滞納整理を強化して実施する、「市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間」です。

【期間中の取り組み】

- ①財産調査の強化
- ②差押えの強化
- ③市町村と県の不動産合同公売の実施

「高等工科学校生徒」募集案内

詳しくは、

自衛隊天理募集案内所
☎0743-63-2540

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/nara>
E-mail hq1-nara@pco.mod.go.jp

資 格	受付期間	試験日
中卒(見込含) 17歳未満の 男子	推薦 11月1日～ 12月16日	平成24年 1月7日～9日
	一般 11月1日～ 24年1月6日	[1次] 24年1月14日 [2次] 24年1月28日～31日

毎年11月11日から17日までは 「税を考える週間」です。

税金は、地域の住民や企業の皆さんに負担していただいており、私たちの生活する地域をより豊かで住みよい社会にするための大切な財源となっています。

この機会に、家庭や職場などで私たちのくらしと税について考えてみませんか。



○週間中の主な活動

- ・「税を考える週間」特集ページの開設
- ・講演会・説明会・セミナー・座談会の開催
- ・税に関する作文の表彰など

○IT化を通じた納税環境の整備

- ・e-Tax の利用促進による利便性の向上
- ・国税庁ホームページのパワーアップ
- web-Tax-TV で配信する番組の充実

○国際化への対応

- ・国際的租税回避行為への対応
- ・各国税務当局との協力・協調など

台風12号で被災された方の税の取り扱いについて

災害にあって損害を受けた場合は、確定申告を行うことで雑損控除の適用を受けることができます。

●雑損控除とは　～住宅や家財などの資産に損害があると一定額が控除～

雑損控除とは、自然災害や盗難によって住宅や家財に損害があったときに、所得控除されるものです。

損害の原因と認められるものは、風水害、冷害、雪害、落雷、地震などの自然災害や火災、火薬の爆発などの人的災害です。その他、盗難、横領や害虫による損害も含まれます。

また、雑損控除できる資産（住宅や家財）は、全ての資産が含まれるわけではなく、次のような一定の条件が定められています。

○雑損控除の条件

1) 資産の所有者

納税者本人の資産か、納税者と生計を同じくする総所得金額が38万円以下の配偶者や親族の資産であること。

2) 資産の内容

日常生活に必要な家具、設備、衣類、住宅などで、特別な用途のものや高額なものは含まれません。

例えば、高額な宝石、貴金属や別荘、書画、骨とうあるいは、事業用の棚卸資産や固定資産などで、1つあたりの価額が30万円を越えるものは、対象外となります。

○雑損控除の手続き

自営業者、会社員の別にかかわらず、確定申告が必要です。

確定申告書に必要事項を記入し、損害のために支払った金額の領収書を添付します。会社員の人は、給与所得の源泉徴収票も同時に必要になります。

○所得税と住民税の控除額の違い

所得税と住民税の違いはなく、次の式で計算した金額を比較してどちらが多いほうの金額が控除されます。

A. 損害金額 - 保険金で補償された金額 - 所得金額の10%

B. 災害に関連した費用 - 5 %

*損害金額とは資産の購入金額ではなく、使用した分を差し引いた金額です。

例えば、3000万円の新築住宅を購入して、10年間住んでいるときは、その消耗、老朽化した分の金額が差し引かれることになります。

*災害に関連した費用とは、損害があった住宅や家財を処分、除去するために支出した金額で、実際の損害金額ではありません。

NHK放送受信料の免除申請は お済みですか?

次のいずれかに該当する場合は、放送受信料の全額または半額が免除となります。

	対象	適用条件
全額免除	公的扶助受給者	生活保護法に規定する扶助を受けている場合など
	村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が村民税非課税の場合
	村民税非課税の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が村民税非課税の場合
	村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が村民税非課税の場合
	社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所され自らテレビを持ちこまれている場合
半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

（申請手続き）

- ① 免除申請書をご記入のうえ、曾爾村役場で免除事由の証明を受けてください。
 - * 申請書は曾爾村役場住民生活課の窓口にあります。
 - * NHKの「お客様番号」が記載されたもの（請求書・口座振替通知書等）・印鑑・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をご持参ください。
- ② 証明を受けた申請書をNHKに郵送してください。
- ③ NHKで免除事由を確認のうえ、折り返し「受理通知書」が郵送されます。

（全額免除に該当する方へ）

国はNHKの放送受信料が全額免除で、地上アナログ放送をご覧になっている方を対象に、簡易な地上デジタルチューナー等の無償給付の支援を行なっています。支援をご希望の方は、お申込が必要です。詳細は、下記までお問い合わせください。

総務省 地デジチューナー支援実施センター ☎0570-033840
 (受付時間) 平日：午前9時～午後9時
 土日祝：午前9時～午後6時

（お問い合わせ） 曾爾村役場 住民生活課（内線234）

●お知らせ●



不法投棄・ポイ捨て禁止!!

ごみの不法投棄やポイ捨ては景観を損なうだけでなく、ケガや悪臭の原因にもなりますので、絶対にしないで下さい。ごみは分別のルールに従って、適切に処分して下さい。

また、村民の皆様の啓発活動が不法投棄やポイ捨てを無くす有効的な手段です。皆様のご協力お願いします。



瀬戸物・板ガラス等の収集について

とき：平成23年12月3日(土)

*収集品目は、瀬戸物・板ガラス・割れたガラス・プラスチック多様電化製品(掃除機、ドライヤー、炊飯器等)です。

その他の分別困難な品目(ランチジャー、魔法瓶、電気コード等)についても収集しますが、詳しくは「ごみの分別について」をご覧下さい。不明瞭な物については、役場までご相談下さい。

*破れにくい袋に入れて、指定の収集場所に前日の2日に出して下さい。

事業系ごみ及びプラスチック類は収集しません。

問い合わせ：曾爾村役場 住民生活課



桜井宇陀広域連合 「2012年『桜井宇陀』のカレンダー」(13枚もの)販売

2012年「桜井宇陀」のカレンダーを作成し、観光資源をPRするため限定販売しておりますので、ご希望の方はお申し込みください。

◎販売部数：200部(先着順)

◎価 格：(1部)700円(送料別)

◎発 売 日：12月1日(木)より

◎申込方法：下記桜井宇陀広域連合事務所までハガキまたは、FAXで申し込んで下さい。(郵便番号、住所、氏名、電話番号、申込部数を明記のこと)

◎発表及び発送：発送をもって発表に代えさせていただきます。

◎代金の支払：カレンダー受取後、同封の振込用紙にて速やかにお願いします。

◎申込み先及びお問い合わせ：

桜井宇陀広域連合事務所

〒633-0021 桜井市大字倉橋 2116-2

TEL 0744-44-1444

FAX 0744-44-1445



後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ 公的機関の職員を装った不審電話にご注意を

奈良県内の高齢者宅に、「医療還付金があるので現金自動預払機(ATM)で受取り手続きをしてください」などといった不審な電話がかかっています。電話の指示に従って機械(ATM)を操作した結果、多額の現金を犯人の口座に振り込んでしまったという被害も実際に起こっています。

広域連合や市町村など、公的機関が次のような電話をかけることは

絶対にありません

- ◎現金自動預払機(ATM)を操作するよう指示する
- ◎金融機関口座の残高や暗証番号を尋ねる

被害にあわないために…

- 生年月日、口座番号、携帯電話やキャッシュカードの有無などを簡単に教えない
- 相手の身分を必ず確認し、不審な番号には電話をしない
- 被保険者証やキャッシュカードを渡さない

「おかしいな」と感じたらひとりで判断せず、広域連合又はお住まいの市町村へご確認ください。

奈良県後期高齢者医療広域連合

☎0744-29-8430

曾爾村役場住民生活課

☎94-2101(内線232)



注意しましょう

最近、電話やダイレクトメール等により、現金を口座に振り込ませるなどして騙し取る詐欺が発生しています。

あやしい話には絶対に耳を貸さない、手を出さないよう注意してください。

また、農作業機械の盗難も多発しておりますので注意してください。

12月10日は 「人権デー」

12月4日～10日は 「人権週間」

国際連合は、昭和23年(1948年)第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、第5回総会において採択日の12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定めるとともに、全ての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

特設人権相談所を開設

日 時／平成23年12月12日(月) 午前10時～正午
場 所／曾爾村中央公民館

中学生人権作文表彰式並びに心に響く音楽とトークのつどい

日 時／平成23年12月10日(土) 午後0時30分～4時00分
場 所／五條市市民会館 1階ホール
内 容／全国中学生人権作文コンテスト奈良県大会表彰式
一日人権擁護委員、民間親善大使「大西由香里」氏の講演と歌
五條市立五條東中学校吹奏楽部による演奏
申し込み／不要(未就学児についても入場可)
主 催／奈良県人権啓発活動ネットワーク協議会
(奈良地方法務局・奈良県人権擁護委員連合会・奈良県)
五條市
ホームページアドレス／
http://www.moj.go.jp/jinkennet/nara/nara_index.html
お問い合わせ／奈良地方法務局人権擁護課 ☎0742-23-5457

人権啓発講演会

日 時／平成23年12月8日(木) 開会：午後7時30分(受付：午後7時～)
場 所／曾爾村振興センター 2階大ホール
内 容／講演会 演題／『大震災・原発被害と風評被害を考える』
講師／奈良県立大 教授 金井英樹 氏

平成23年
秋季火災
予防運動

『消したはず 決めつけないで もう一度』

を統一標語として平成23年11月9日(水)から15日(火)まで秋季火災予防運動を実施します。

期間中、広報活動、防火訓練など様々な行事やイベントを開催します。

お問い合わせ：宇陀広域消防組合消防本部 ☎82-3199

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント —3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

●寝たばこは、絶対やめる。

●ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

●ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

4つの対策

●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

●寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

●火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

●お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



11月号

平成23年11月15日発行
(通巻482号)

人口 1,831人
(-4)
男 858人
(-1)
女 973人
(-3)
世帯数 708世帯
(±0)
(平成23年11月1日現在)

みんなの広場

ほけん事業予定表(12月)

事業名	実施日	時間	対象者	場所・内容等
乳幼児健康相談	12月8日(木)	10:00~12:00	未入園の子どもと保護者	○場所: 曽爾子育て支援センター ○内容: 身体測定、健康相談、育児相談など
健康いきいき教室①	12月9日(金)	9:30~11:30	65歳以上の方	○場所: 老人福祉センター ○内容: 介護予防のためのストレッチ、筋力トレーニング等
健康いきいき教室②	12月16日(金)	9:30~11:30	65歳以上の方	○場所: 老人福祉センター ○内容: 介護予防のためのストレッチ、筋力トレーニング等
食育教室	12月26日(月)	12:00~15:00	学童保育利用の小学生	○場所: 曽爾小学校 ○内容: クリスマスケーキ作り

ご出生おめでとうございます

10月 14 日

掛 メネフィー玲大手ちゃん
(父 口バートさん)
(母 リサさん)

ご結婚おめでとうございます

10月 17 日

葛 藤田相美さん
塩井 森本知里さん

謹んでお悔やみ申し上げます

10月 15 日

長野 堂前カズエさん(94歳)

10月 25 日

葛 北場ヒサエさん(81歳)

11月 2 日

塩井 田中稔也さん(79歳)

11月 2 日

伊賀見 橋本利治さん(88歳)

善意銀行

堂前利行さんより

亡母 堂前カズエさんの生前の
ご厚情に対し 金一封

北場光彦さんより

亡母 北場ヒサエさんの生前の
ご厚情に対し 金一封

田中智文さんより

亡父 田中稔也さんの生前の
ご厚情に対し 金一封

橋本秀雄さんより

亡父 橋本利治さんの生前の
ご厚情に対し 金一封

尊い善意をお寄せ下さいまして
誠にありがとうございました。

『犯罪被害者週間』
です!

犯罪被害者支援奈良県民のつどい
を開催します。(参加は無料です)

日時／平成23年11月25日(金)

午後1時～午後4時40分

場所／やまと郡山城ホール

(近鉄郡山駅～徒歩5分、線路東側)

主催／奈良県・奈良県警察

公益社団法人

なら犯罪被害者支援センター



広報誌デビュー

こんなに大きく
なりました

大字 葛
はぎはら まみ
萩原麻未ちゃん
平成22年11月17日生

にこにこ笑顔で元気に
大きくなつたね。

パパ・ママより

